

証券コード 5002
平成22年3月9日

株 主 各 位

東京都港区台場2丁目3番2号
昭和シェル石油株式会社
代表取締役会長 香 藤 繁 常

第98回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第98回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送くださるか、当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) より議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年3月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区台場1丁目9番1号
ホテル日航東京 1階 ペガサス
(末尾記載の略図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第98期（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第98期（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 監査役2名選任の件

4. 議決権行使の方法についてのご案内

(1) 当日ご出席いただく場合

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(2) 議決権行使書郵送により議決権行使をされる場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成22年3月29日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(3) インターネットにより議決権行使をされる場合

52頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.web54.net>）より、平成22年3月29日（月曜日）午後5時30分までに議案に対する賛否をご登録ください。

5. 議決権行使のお取り扱い

(1) 議決権行使書面による議決権行使およびインターネットによる議決権行使ともに、平成22年3月29日（月曜日）午後5時30分までに到達したものを有効なものとして取り扱わせていただきます。

(2) 議決権行使書面において、各議案の賛否に記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

(3) 議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

(4) インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとして取り扱わせていただきます。

6. 代理人により議決権を行使される場合のご注意

(1) 代理人は当社の議決権を有する他の株主1名とさせていただきます。

(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書とともに委任状を会場受付にご提出ください。

以 上

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.showa-shell.co.jp/>）に修正内容を掲載させていただきます。

添付書類

事業報告

(自 平成21年1月1日)
(至 平成21年12月31日)

当社グループの第98期すなわち平成21年1月1日から平成21年12月31日に至る期間についての事業の概要を次のとおりご報告申し上げます。

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

経営環境の概況

当事業年度におけるわが国の経済は、世界的な金融危機の影響による最悪期を脱し、年後半には輸出の増加や個人消費の持ち直しが見られたものの、生産設備の過剰感払拭されず、企業収益も低迷するなど、厳しい状況が続きました。

年初ドバイ原油で42ドル台で始まった原油価格は、世界景気の底打ち感により3月中旬から上昇に転じ、6月上旬には70ドルを超えました。その後も、石油需要が上昇に転じたことなどから堅調に推移し、当事業年度末におけるドバイ原油の価格は1バレル77ドル台となりました。

外国為替相場は、年初1ドル92円台で始まり、4月には一時1ドル101円台まで円安が進みました。その後は米国の金融緩和政策を背景に円高・ドル安基調が続き、11月には一時1ドル84円台まで円高が進みましたが、12月にはドルが買い戻され、1ドル92円台前半での越年となりました。

国内の石油製品市場は、世界的に景気低迷が継続する中、消費者のライフスタイルの変化や低燃費車の普及などによる消費の減少、さらには産業用燃料の他エネルギーへの転換などを背景に、需要の減退が加速しました。また、内需不振により製品市況の低迷が続いた影響から、販売価格へのコスト転嫁が充分に行えない状況が続きました。

事業の経過および成果

当社グループの事業別の状況は、以下のとおりであります。

【石油事業】

原油調達に関しましては、サウジ・アラムコ社からの原油供給を中心に、その他の中東産油国およびシェルグループとも連携し、当社グループ製油所にとって最適となるよう機動的な原油調達を行ってまいりました。

製造・供給面におきましては、漸減する需要に対応するため、石油製品の減産を継続的に実施し、あわせて前事業年度を上回る輸出を行いました。このような中、

当社グループ製油所の安全かつ安定的な操業を徹底するとともに、製油所設備の新規稼働を含む対応を行い、高付加価値製品の生産比率の向上にも努めました。

国内の流通面におきましては、他の石油会社との油槽所の共同利用および製品融通による流通網の効率化を進めました。また、タンクローリーの契約台数と配送圏の見直しを実施するとともに、石油製品の海上輸送のための大型船2隻を新型船に更新して安定供給体制を強化し、積載率の向上にも努めました。

石油製品販売に関しましては、市場連動・週決め価格決定方式が市場の大勢を占める中、当社は7月に従来の月決め方式から週決めの価格決定方式に移行し、変動の激しい市場価格への対応を行いました。さらには、重点製品の採算販売ならびに経費削減に努めましたが、供給過剰感が払拭されない市場において、目標とする収益を確保するには至りませんでした。当社は、顧客の石油製品に対するニーズが構造的に変わりつつある現状を踏まえ、将来の給油所店舗のあり方や、商品・サービスを検討するため、特別チームを創設し、活動を開始いたしました。その第一弾の施策として、株式会社ローソンおよび株式会社ゲオとともに共通ポイントサービス「Ponta（ポンタ）」を開始することを決定いたしました。

【不動産事業】

オフィスビル賃貸に関しましては、景気低迷の影響により全国的に市況の改善が見られない中、当社所有の賃貸オフィスビルにつきましては、テナント異動に伴い賃料収入は微減であったものの、空室率の改善とビル管理費の削減により、前事業年度と同程度の収益を確保いたしました。

【その他事業】

次世代型CIS太陽電池事業につきましては、新潟県および宮崎県において出力1メガワット（1,000キロワット）以上の太陽光発電規模を持つメガソーラー発電所の建設を決定したほか、サウジ・アラムコ社と共同でサウジアラビア王国内において小規模分散発電事業の可能性を調査することを決定いたしました。また、平成19年に商業生産を開始した昭和シェルソーラー株式会社宮崎第1プラントにおいて順調な生産を続け、6月には年産能力60メガワットの宮崎第2プラントの商業生産を開始いたしました。さらに、技術開発の強化を目的として設立された厚木リサーチセンターにおいて量産技術の開発に所期の研究成果が得られたことから、年産能力900メガワットの第3プラントを宮崎県に建設することを決定いたしました。この第3プラントが稼働する平成23年度には、現在稼働している2つのプラントと合わせて、およそ1ギガワット（1,000メガワット）の年産能力を有することになります。

電力事業につきましては、平成22年度の営業運転開始に向けて東京瓦斯株式会社との合弁会社による大型天然ガス火力発電所の建設工事および試運転を行ったほか、電力小売事業や一般社団法人日本卸電力取引所（JEPX）を通じた電力の卸取引を行いました。

次世代エネルギー開発の試みについて

次世代エネルギー開発の試みといたしましては、天然ガスから液体燃料を合成するGTL (Gas To Liquids) 技術により作られた「Shellエコ灯油」の試験販売を引き続き実施いたしました。

バイオマス燃料への取り組みに関しましては、経済産業省の補助事業であるバイオガソリンの流通実証事業を首都圏と仙台の16給油所において5月末まで実施し、その後も引き続き首都圏の一部給油所で販売を継続いたしました。また、平成22年度からのバイオマス燃料の本格導入に向けて、原料であるバイオETBE (エチル・ターシャリー・ブチル・エーテル) の調達の準備やガソリンへの配合を行うための製油所での対応等を進めました。

燃料電池の普及に向けた取り組みといたしましては、経済産業省の補助事業として、燃料電池自動車への水素供給実証試験を継続するとともに、燃料電池の一般家庭への本格普及に向け、LPガスを燃料とする家庭用燃料電池の市場導入を開始いたしました。

また、電気自動車 (EV) の市販とその将来的な普及を見据えて、全国初の試みとしてEV用の急速充電設備を神奈川県内の給油所に設置したほか、経済産業省の委託を受けてEVに対応した急速充電サービスの実証事業を開始し、その一環として当社の次世代型CIS太陽電池と最新型車載用リチウムイオンバッテリーとを組み合わせたEV用の急速充電システムの開発検討を進めました。

購買活動について

原材料価格が大きく変動する中、安定供給と品質確保を前提とした上で、当社グループ精製会社等との共同購買、電子入札の積極的な活用、購入仕様やサプライチェーンの見直しなどを行うことにより最適購買を目指し、引き続きコスト削減を図りました。

健康、安全、危機管理および環境保全 (HSSE) に関する取り組み

当社グループの全ての事業所における労働災害や装置トラブル等の「事故ゼロ」の達成および品質保全の徹底を図るため、当社系列特約店および協力会社を含めた安全品質全社運動を「Safety & Quality First 2009」と名付けて継続実施いたしました。また、安全意識の定着度と重点項目の実施状況を確認すべく、全役員による現場訪問を実施して安全確保の体制強化を図りました。

危機管理の面におきましては、強毒性の新型インフルエンザの流行に備えて「事業継続計画書 (BCP)」の改定を行い、緊急時体制の強化を図るとともに、4月以降蔓延した新型インフルエンザに対しては、早期に対策本部を設置し、保護具の使用、感染者発生時の就業禁止等、感染拡大防止の措置をとりました。

環境保全に関しましては、職場と家庭における身近なエコ活動の推進を目的とし

た全社運動「ECO TRY 21」を継続実施いたしました。また、生態系維持、生物多様性の保護等を適切に行うための第一歩として「バイオダイバーシティに関する基本方針」を制定いたしました。

地球温暖化対策への取り組み

日本経済団体連合会の環境自主行動計画に石油連盟加盟会社として参画し、製油所における省エネルギー対策を継続いたしました。平成25年度以降のポスト京都における日本経済団体連合会の低炭素社会実行計画にも、石油連盟加盟会社として参画することとし、目標設定等の検討を進めております。また、前事業年度に引き続き、日本CCS調査株式会社を通して二酸化炭素の分離・回収・貯留（CCS）の事業化調査に関与するとともに、当社グループ精製会社3社を含む企業グループとして「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」（国内排出量取引制度）へ参加をいたしました。

内部統制について

内部統制に関する取り組みといたしましては、企業倫理に対する理解を深め、実践に結びつけるため、当社役員・従業員を対象にコンプライアンスアンケートを実施するとともに、当社の「行動原則」に基づく具体的な行動を解説した「行動指針（コンプライアンスブック）」の内容について、当社グループの役員・従業員を対象にウェブラーニングによる教育活動を実施いたしました。また、当社グループ各社に対しては、内部統制体制の構築を促し、その継続的な改善を求める活動を行いました。

財務報告に係る内部統制については、当事業年度が金融商品取引法における内部統制報告制度の適用初年度であったことから、財務報告に係る内部統制の有効性評価に向けて、専任組織を中心として統制活動の推進、改善およびモニタリング等を行いました。

その他当社グループの現況に関する重要な事項

当社は、平成22年2月16日開催の取締役会において、当社川崎製油所（東亜石油株式会社京浜製油所扇町工場として運営中。原油処理能力：日量120千バレル）を平成23年9月までに閉鎖することを決定いたしました。この決定は、中期経営ビジョン「EPOCH2010」（後述）中の「石油事業の収益力強化」の一環として実施するもので、設備の集約等によりさらなる効率運営を行い、当社グループ製油所の収益性を高めて競争力の強化を図る予定であります。

当事業年度の業績

さて、ここで当事業年度の業績について申し上げますと、石油製品販売数量は、ジェット燃料の国内販売量の増加があったものの、景気低迷による消費の減少に加

え、低燃費車の普及や産業用燃料の他エネルギーへの転換などを背景に、前事業年度に比して約9%の減少となりました。連結売上高は、石油製品の販売数量減少と原油価格の下落により、前事業年度に比して38.2%減少し、2兆225億円となりました。

損益面につきましては、営業損失は前事業年度の122億円に比して448億円増加して571億円となり、経常損失も前事業年度に比して463億円増加して564億円となりました。これは、前事業年度後半の原油価格の急落によるたな卸資産評価への影響が当事業年度前半にまで及んだことや、石油製品の市況悪化に伴うマージンの低下、CIS太陽電池事業の立ち上げに係る費用の発生などによるものです。なお、たな卸資産評価の影響を除いた場合の経常損失相当額は116億円と前事業年度の経常利益相当額456億円に比して573億円の減益となりました。

特別損益につきましては、遊休資産等の処分による売却益があったものの、川崎製油所の閉鎖の決定に伴う一時的費用として211億円を引き当てたこと、給油所等の資産処分損および減損損失等を計上したこと等により、272億円の純損失となり、税金等調整前当期純損失は836億円となりました。この結果、法人税、住民税及び事業税と少数株主利益を差し引き、法人税等調整額を加えた連結当期純損失は576億円となり、前事業年度に比して413億円の減益となりました。

なお、当事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、73億円の純支出となりました。これは、税金等調整前当期純損失（836億円）等の減少要因が、減価償却費の増加（352億円）や法人税等の還付額（119億円）等の増加要因を上回った結果です。投資活動によるキャッシュ・フローは、477億円の純支出となりました。これは、給油所・精製設備等の改修および太陽電池工場の建設等の投資を行った結果です。営業活動と投資活動によるキャッシュ・フローの合計であるフリー・キャッシュ・フローは、551億円の純支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払を含め、43億円の純収入となりました。当事業年度末における借入金等の残高は、前事業年度末に比して185億円増加し、2,980億円となりました。

(2) 対処すべき課題

中期経営ビジョン「EPOCH2010」について

日本の石油市場においては、少子高齢化の進展や顧客の省燃費志向の高まりとともに石油製品需要が漸減し、一方、海外市場においては、新規輸出型製油所の出現により国際競争が激化しています。また、社会が低炭素社会への歩みを進める中、企業もその対応を求められています。当社は、このような事業環境の変化を考慮し、将来にわたって社会・顧客から必要とされるエネルギー企業になることを目標として、中期経営ビジョン「EPOCH2010」を策定いたしました。経営環境が構造的に変化する中で、当社はこのビジョンに基づき「変化に克ち、未来を拓く」ため、石油事

業においては、これまで培ってきた企業体質をさらに強化することにより収益力を最大化し、また、来たる低炭素社会に対応したエネルギービジネスとして、太陽電池事業を積極的に展開してまいります。対象期間は平成22年から平成26年としており、「石油事業の収益力強化」と「太陽電池事業の展開」の二本柱に加えて、「エネルギー&ホームソリューション事業の展開」と「成長の芽の育成」をビジョンの柱とし、大きな環境変化に打ち克つことを目標としております。守りの戦略と攻めの戦略を適切にバランスさせることにより高い競争力と持続性をもって、顧客や社会に支持されるエネルギー企業を目指してまいります所存でございます。

平成22年度における課題とその対処

石油事業におきましては、需要減退と国際化が進む中で収益力強化を図るため、最も収益性の高い精製設備を最大限に活用し、より効率的な生産を実現するとともに、顧客ニーズに応える商品・サービスの提供を図ります。また、製品の販売につきましては、選択的投資により国内の販売ネットワークの拡充を図るとともに、十分な輸出設備能力を保持し、シェルグループのトレーディングネットワークも最大限に活用して、柔軟な販売を行ってまいります。併せて、サプライチェーン全体にわたり徹底的に構造的コスト削減を行い、収益力の強化に結びつける所存でございます。

太陽電池事業におきましては、宮崎第3プラント（年産900メガワット）の建設を推進し、平成23年度下期の商業生産開始を目指します。また、販売面におきましては、これまで中心であった家庭用のみならず、産業用・発電用等の需要に対しても販売網を強化し、国内外において様々なチャネルを介して販売してまいりたいと存じます。

「法令遵守」と「健康、安全、危機管理、環境保全（HSSE）」への取り組み

当社グループは、いかなる状況下においても、コンプライアンスと「健康、安全、危機管理および環境保全」に関する取り組みが最重要と考えております。コンプライアンスとは、法令遵守はもとより、企業の社会的責任を認識して当社が自主的に定める「行動原則」を遵守することであり、これとともに当社が定める「健康、安全、危機管理および環境保全に関する基本方針」をグループ企業各社と共有してその周知徹底を図ってまいります決意であります。

株主の皆様へ

当社グループといたしましては、以上申し上げました取り組みを通じて株主の皆様のご期待にお応えしてまいります所存でございます。なにとぞ、株主の皆様におかれましても、倍旧のご支援とご鞭撻ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 販売の状況

① 当社グループの販売の状況

当事業年度における当社グループの販売実績は以下のとおりです。

区 分	第98期 (当期) 百万円	第97期 (前期) 百万円	対前期 増減 %
石 油 事 業	1,991,167	3,236,069	-38.5
不 動 産 事 業	4,263	4,288	-0.6
そ の 他 事 業	27,089	32,444	-16.5
合 計	2,022,520	3,272,801	-38.2

注1. 上記の金額には、消費税等は含まれていません。

2. 各事業の販売実績の金額は、外部顧客への売上高を記載しております。

② 当社の製造、仕入および販売の状況

当事業年度における当社の石油製品等の製造、仕入および販売の状況は以下のとおりです。

区 分		第98期 (当期) 千kl	第97期 (前期) 千kl	対前期 増減 %
製造および仕入数量	製造数量	18,111	19,789	-8.5
	仕入数量	11,445	12,803	-10.6
	合 計	29,555	32,592	-9.3
販 売 数 量	揮 発 油	9,963	10,534	-5.4
	灯 軽 油	11,752	12,314	-4.6
	重 油	3,313	4,536	-27.0
	そ の 他	4,666	5,200	-10.3
	合 計	29,694	32,584	-8.9

注1. 製造数量は、当社グループ製油所等に委託して製造した数量です。

2. 販売数量のうち、その他には、LPガス、ナフサ、潤滑油、アスファルト等が含まれております。

(4) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資の総額は約495億円であり、その内容は次のとおりです。

区 分		主 要 な 設 備 投 資 の 内 容
石 油 事 業	生 産 設 備	製油所の維持補修、環境保全、安全対策、省エネルギー対策、付加価値向上対策
	販 売 設 備	既存給油所の補修、塗装、環境保全、安全対策、セルフサービス型給油所建設等
	物 流 設 備	品質対策、油槽所維持補修
そ の 他 事 業	生 産 設 備	太陽電池生産工場建設

(5) 資金調達状況

当事業年度の資金調達は、自己資金、借入金およびコマーシャル・ペーパーにより行っており、増資等による資金調達は行っておりません。

当事業年度末日における借入金残高、コマーシャル・ペーパーおよび社債の発行残高は以下のとおりです。

区 分	第98期 (当期) 百万円	第97期 (前期) 百万円
短期借入金	91,743	128,497
1年以内に返済する長期借入金	9,837	12,887
1年以内に償還する社債	15,000	—
長期借入金	62,292	35,891
コマーシャル・ペーパー	104,000	72,000
社 債	15,200	30,200
合 計	298,073	279,476

(6) 財産および損益の状況の推移

当社グループの当事業年度および過去3年間の財産および損益の状況は下記のとおりです。

区 分	平成18年度 第95期	平成19年度 第96期	平成20年度 第97期	平成21年度 (当期) 第98期
売 上 高(百万円)	2,921,287	3,082,641	3,272,801	2,022,520
経常利益または 経常損失(△)(百万円)	77,675	92,709	△10,065	△56,455
当期純利益または当期 純損失(△)(百万円)	46,249	43,729	△16,221	△57,619
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)(円)	122.95	116.12	△43.07	△152.99
総 資 産(百万円)	1,195,015	1,339,114	1,209,956	1,172,739

注. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、発行済株式総数より自己株式の数を除いた期中平均株式数に基づき算出しております。また、企業会計基準第2号「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成14年9月25日 改正平成18年1月31日)を適用して算出しております。

(7) 主要な事業内容 (平成21年12月31日現在)

部 門	主 要 な 事 業 内 容
石 油 事 業	石油製品等の製造、加工、輸送、貯蔵、販売、および輸出入
不 動 産 事 業	不動産施設の賃貸
そ の 他 事 業	建設工事、太陽電池事業、自動車用品の販売、都市ガス事業、電力事業ほか

(8) 重要な子会社・関連会社その他企業結合の状況（平成21年12月31日現在）

① 重要な子会社・関連会社の状況

区分	会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
子会社	昭和シェルソーラー株式会社	17,620百万円	100.00%	太陽電池モジュールの製造・販売
	若松ガス株式会社	460	100.00	都市ガス事業および石油製品の販売
	昭和シェル船舶株式会社	450	100.00	外航船舶運送、船舶貸渡業
	株式会社ライジングサン	200	100.00	自動車用品販売、リース業、保険代理店業
	昭石エンジニアリング株式会社	100	100.00	産業施設の設計、建設工事および検査の請負
	日本グリース株式会社	100	99.21	グリース・潤滑油の製造・販売
	昭和四日市石油株式会社	4,000	75.00	石油製品の製造
	株式会社エネサンスホールディングス	115	51.00	LPガス販売会社等の管理
	東亜石油株式会社	8,415	50.11	石油製品の製造
関連会社	西部石油株式会社	8,000百万円	38.00%	石油製品の製造
	丸紅エネルギー株式会社	2,350	33.40	石油製品の販売

② その他の重要な企業結合の状況

当社とシェルグループは、資本、原油供給ならびに技術援助等について提携しており、商標の使用や研究開発、経営ノウハウの共有、人材交流等を通じた緊密な関係を築いております。

当社とサウジ・アラムコ社は、原油供給について基本合意をしており、同社の子会社であるアラムコ・ジャパン・ホールディングス・カンパニー・ビー・ヴィ社が当社に出資をしております。

(9) 他の会社の株式等の取得その他企業再編の状況

当社は、昭和シェルソーラー株式会社との太陽電池工場建設のための増資を引き受け、12月にその株式を取得いたしました。

(10) 主要な営業所および工場（平成21年12月31日現在）

当 社 本 社	東京都港区台場2丁目3番2号（台場フロンティアビル）
当 社 支 店	北海道支店（札幌市） 東北支店（仙台市） 首都圏支店（東京都千代田区） 関東支店（東京都千代田区） 中部支店（名古屋市） 近畿支店（大阪市） 中国支店（広島市） 四国支店（高松市） 九州支店（福岡市）
研 究 所	当社中央研究所（神奈川県愛甲郡愛川町） 昭和シェルソーラー株式会社厚木リサーチセンター（神奈川県厚木市）
製 油 所	昭和四日市石油株式会社四日市製油所（三重県四日市市） 東亜石油株式会社京浜製油所（川崎市） 西部石油株式会社山口製油所（山口県山陽小野田市）
当社輸入基地	新潟石油製品輸入基地（新潟市）
当 社 潤 滑 油 工 場	横浜事業所（横浜市） 神戸事業所（神戸市）
グリース工場	日本グリース株式会社横浜工場（横浜市） 同 神戸工場（神戸市） 同 下関工場（山口県下関市）
太陽電池工場	昭和シェルソーラー株式会社宮崎工場（宮崎市）

注. 当社の川崎製油所の精製設備は東亜石油株式会社に賃貸されており、同社の設備と併せて京浜製油所として一体運営されております。

(11) 従業員の状況（平成21年12月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
5,439名	+210名

② 当社の従業員の状況

従業員数		前期末比増減数	平均年令	平均勤続年数
男子	725名	-42名	46.1歳	22.2年
女子	214	+2	41.1	19.2
合計	939	-40	45.0	21.5

注1. 従業員の状況は、臨時雇および派遣出向者を除いて算出しております。

2. 従業員の状況は、受入出向者72名を含めて算出しております。

(12) 主要な借入先（平成21年12月31日現在）

当事業年度末日における当社グループの主要な借入先および借入額は以下のとおりです。

借入先	借入額
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	86,398百万円
株式会社日本政策投資銀行	33,893
株式会社みずほコーポレート銀行	12,399
株式会社三井住友銀行	5,819
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,424
住友信託銀行株式会社	4,285
株式会社新生銀行	4,248
住友商事フィナンシャルマネジメント株式会社	2,940
三菱商事フィナンシャルサービス株式会社	2,400
電源開発株式会社	1,680

2. 会社の株式に関する事項（平成21年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 440,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 376,850,400株
 （うち、自己株式の数 155,081株）
 (3) 一単元の株式の数 100株
 (4) 株主および株式の所有者別分布

区 分	株 主 数		所 有 株 式 数	
	20.12.31現在	21.12.31現在	20.12.31現在	21.12.31現在
個 人 株 主	49,370名 97.66%	61,033名 98.03%	48,162.4千株 12.78%	60,957.6千株 16.18%
政 府 ・ 地 方 公 共 団 体	- -	1名 0.00%	- -	1.0千株 0.00%
金 融 法 人 株 主	184名 0.36%	192名 0.31%	76,930.9千株 20.41%	82,649.4千株 21.93%
そ の 他 法 人 株 主	631名 1.25%	668名 1.07%	12,256.7千株 3.25%	12,348.6千株 3.28%
外 国 人 株 主	370名 0.73%	367名 0.59%	239,500.4千株 63.55%	220,893.8千株 58.62%
合 計	50,555名 100.00%	62,261名 100.00%	376,850.4千株 100.00%	376,850.4千株 100.00%

(5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
ザ・シェル・ペトロリウム・カンパニー・リミテッド	125,261.2千株	33.25%
アラムコ ジャパン ホールディングス カンパニー ビー ヴィ	56,380.0	14.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	18,456.3	4.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	14,787.1	3.93
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	7,415.4	1.97
ザ・アングロサクソン・ペトロリウム・カンパニー・リミテッド	6,784.0	1.80
高 知 信 用 金 庫	4,372.0	1.16
川 崎 汽 船 株 式 会 社	3,503.7	0.93
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	3,009.6	0.80
ピー・エヌ・ビー・バリア・セキユリティーズ(ジャバ)リミテッド(ピー・エヌ・ビー・バリア証券会社)	2,802.3	0.74

注1. 持株比率は発行済株式総数から自己株式数を除いた数に基づき、算出しています。

2. シェルグループの持株比率は、ザ・シェル・ペトロリウム・カンパニー・リミテッドとザ・アングロサクソン・ペトロリウム・カンパニー・リミテッドを併せ、合計で35.05%です。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成21年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役会長	香 藤 繁 常	(注1)	シェルケミカルズジャパン株式会社代表取締役 西部石油株式会社取締役 昭和シェルソーラー株式会社取締役 AOCホールディングス株式会社社外取締役
代表取締役社長	新 井 純	(注1)	昭和四日市石油株式会社取締役 昭和シェルソーラー株式会社取締役
取締役副社長	リチャード・エー・カース	CF0・経理財務・財務情報 アシュアランスプロジェクト・ プロキュアメント・情報 企画部門担当	シェルジャバントレーディング株式会社代表取締役社長 昭和シェルソーラー株式会社取締役
常務取締役	佐 藤 仁	人事・勤労・総務・内部統 制推進（コーポレートガバナ ンス担当を含む）部門担当	
取 締 役	宮 内 義 彦	(社外取締役)	オリックス株式会社取締役兼代 表執行役会長／グループCEO オリックス野球クラブ株式会社 代表取締役・オーナー
取 締 役	タン・チョン・メン	(社外取締役)	シェル・イースタン・ペトロリ ウム社（シンガポール）エグゼ クティブ・バイス・プレジデント
取 締 役	増 田 幸 央	(社外取締役)	三菱商事株式会社顧問
取 締 役	カリド・ディー・アルファダー	(社外取締役)	サウジ・アラムコ社（サウジア ラビア）ゼネラルオーディター
常勤監査役	野 崎 久 男		
常勤監査役	山 本 皖 司		
監 査 役	宮 崎 緑	(社外監査役)	千葉商科大学政策情報学部教授
監 査 役	山 岸 憲 司	(社外監査役)	東京弁護士会会長 リソルテ総合法律事務所弁護士

注1. 行動原則担当は会長です。監査部門は社長直轄です。

- 社外役員の兼職状況につきましては、後記「(3) 社外役員に関する事項」中にも記載しております。
- 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりです。
新任 増田幸央、カリド・ディー・アルファダー
退任 新美春之、カリド・エイチ・アルダバー、江上朝之、平野敦彦
(異動日はいずれも平成21年3月27日です。)
- 当事業年度中の役付取締役の異動は次のとおりです。
代表取締役会長 香藤繁常（前・代表取締役副会長）
(異動日は平成21年3月27日です。)
- 当社は、シェルケミカルズジャパン株式会社と石油製品の売買取引、石油製品等国際トレーディング事業の賃貸取引、役務提供取引および事務所の賃貸借取引等を行っております。

6. 当社は、シェルジャパントレーディング株式会社と役務提供取引を行っております。
7. 当社および当社の関係会社は、オリックス株式会社および同社の関係会社と石油製品等の売買取引、自動車・事務機器等のリース取引、ETCカード利用に伴う取引、営業用店舗の賃貸借取引およびこれらに附帯する取引を行っております。また、当社は、オリックス株式会社との合弁会社である株式会社オンサイトパワーにおいて電気・熱供給事業を行っております。
8. 社外取締役宮内義彦は、平成21年6月23日をもって双日株式会社の取締役を退任いたしました。当社は、同社と原油売買取引を行っており、また、その子会社である双日エネルギー株式会社と特約店契約に基づく石油製品販売取引を行っております。
9. シェル・イースタン・ペトロリウム社が属するシェルグループと当社は、資本、原油供給ならびに技術援助等について提携しているほか、商標の使用や研究開発、経営ノウハウの共有、人材交流等を通じた緊密な関係を築いております。
10. 三菱商事株式会社は、当社の主要な取引先であり特定関係事業者であります。
11. 当社はサウジ・アラムコ社と原油売買取引を行っております。また、同社の子会社であるアラムコ・ジャパン・ホールディングス・カンパニー・ビー・ヴィ社が当社に出資をしております。
12. 昭和四日市石油株式会社および昭和シェルソーラー株式会社は当社の重要な子会社です。また、西部石油株式会社は当社の重要な関連会社です。
13. 執行役員の様子は下記のとおりです。

(会社における地位)	(担 当)	(氏 名)
専務執行役員	技術商品・国際販売部門担当・研究所分担	池 村 幸 道
専務執行役員	(ソーラー事業本部担当 昭和シェルソーラー株式会社代表取締役社長)	亀 田 繁 明
常務執行役員	ソーラー事業本部担当	平 野 敦 彦
常務執行役員	供給・製品貿易・原油船舶部門・海運担当	山 本 一 徳
常務執行役員	経営企画・秘書・広報・電力事業部門担当	玉 井 裕 人
常務執行役員	(販売・産業エネルギー・営業企画・リテール販売) 部門・支店担当	亀 岡 剛
執行役員	リテール販売部長	小 松 直 人
執行役員	経理財務部門担当	山 田 清 孝
執行役員	ホームソリューション・新規事業推進部門担当	中 川 勝 博
執行役員	製造部門担当	濱 元 節
執行役員	(環境安全 (HSSE)・研究開発・海外知財戦略部) 門・研究所担当	伊 藤 智 明
執行役員	流通業務・不動産事業部門・輸入基地担当	白 木 郁
執行役員	法務(個人情報保護担当を含む)部門担当	井 上 由 理
執行役員	近畿支店長	新 留 加津昭
執行役員	首都圏支店長	奥 田 直 雅
執行役員	(代表取締役社長付特命事項担当・ソーラー事業本) 部分担	ブルックス・ヘリング

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度にかかる取締役および監査役の報酬等は以下のとおりです。

区 分	取 締 役		監 査 役		計	
	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額
株主総会決議に 基づく報酬	12人 (5)	454百万円 (36)	4人 (2)	93百万円 (15)	16人 (7)	547百万円 (51)
役員賞与	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
合 計		454 (36)		93 (15)		547 (51)

注1. 株主総会決議による役員報酬限度額

取締役分：年額780百万円

監査役分：年額120百万円

- 上記には、平成21年3月27日開催の第97回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名に対する報酬を含んでおります。なお、12月末現在の支給人員は取締役8名、監査役4名です。
- 使用人兼務取締役の使用人としての報酬は含んでおりません。
- 括弧内の数字は社外役員に対する報酬等の額です。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の社外役員の兼職状況（平成21年12月31日現在）

区 分	氏 名	兼職先会社名・役職名
社外取締役	宮 内 義 彦	ソニー株式会社社外取締役 株式会社ACCESS社外取締役
社外取締役	タン・チョン・メン	フレイザー・アンド・ニーヴ社 (シンガポール)社外取締役
社外取締役	増 田 幸 央	東京瓦斯株式会社社外監査役
社外監査役	山 岸 憲 司	株式会社T&Dホールディングス社外監査役 大同生命保険株式会社社外監査役

- 当社は、東京瓦斯株式会社との合弁会社である株式会社扇島パワーにおいて、平成22年より大型天然ガス火力発電所の営業運転の開始を予定しています。
- 注1.記載のほか、当社と上記兼職先との間に特別の関係はありません。
- 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況および兼職先との関係については、前記「(1) 取締役および監査役の氏名等」に記載しております。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	出席の状況	取締役会および監査役会における発言の状況・内容等
宮内義彦 (社外取締役)	取締役会100% (8回中8回)	太陽電池事業、中期経営計画、石油事業の収益性と精製事業戦略、配当政策、経営統治機構等について意見を述べました。
タン・チョン・メン (社外取締役)	取締役会 75% (8回中6回)	経営統治機構、太陽電池事業の育成方針・販売戦略、大規模投資戦略、年金制度、中期経営計画、債権管理、石油業界の将来見通し、石油業界再編に関する戦略、社内意思決定プロセスと情報共有のあり方等について意見を述べました。
増田幸央 (社外取締役)	取締役会 83% (6回中5回)	経営統治機構、太陽電池事業拡大戦略、ビジネスリスク管理、中期経営計画、石油業界再編に関する戦略、安全操業、石油製品の輸出戦略等について意見を述べました。
カリド・ディー・アルファダー (社外取締役)	取締役会 83% (6回中5回)	太陽電池事業拡大戦略、石油業界再編に関する戦略、配当政策、大規模投資戦略、総合予算、年金制度等について意見を述べました。
宮崎 緑 (社外監査役)	取締役会 88% (8回中7回) 監査役会 100% (10回中10回)	監査役会において活発に意見を述べました。また、取締役会においては、企業年金制度、太陽電池事業の投資戦略、情報発信の姿勢等について意見を述べました。
山岸 憲 司 (社外監査役)	取締役会 75% (8回中6回) 監査役会 100% (10回中10回)	監査役会において活発に意見を述べました。また、取締役会においては、太陽電池事業の投資戦略、投資に関するリスク管理、内部統制体制等について意見を述べました。

③ 責任限定契約の内容の概要

社外取締役宮内義彦、同タン・チョン・メン、同増田幸央、同カリド・ディー・アルファダーおよび社外監査役宮崎緑、同山岸憲司は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金1,000万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

あらた監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	119,200千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	177,540

- 注1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく会計監査人としての監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額には、公認会計士法第2条第1項以外の非監査業務として、財務報告に関する内部統制構築アドバイザー業務および英文連結財務諸表の監査をあらた監査法人に委託した対価が含まれております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人が日本の監査基準および国際監査基準の双方に照らして適格性および信頼性において問題があると判断したときは、会計監査人を再任せず、他の適切な監査法人を選定して会計監査人選任議案を株主総会に諮る方針です。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）

当社取締役会における決議の内容は以下のとおりです。

1. 取締役・執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役・執行役員・従業員の法令遵守と社会に対する責任の認識を明確にするため、行動原則を定める。
- b. 行動原則に則り、独占禁止法、内部者取引、輸出管理、環境規制その他、主要な規制法令に関する遵守規程を定め、その遵守に向けた取り組みを徹底する。
- c. 行動原則担当役員をおき、組織、委員会等を設置して、部門横断的な法令遵守体制の確立と統括を図る。
- d. 取締役会規程、取締役会決議事項付議基準、執行役員規程、経営執行会議規程、決裁権限規程等を定め、法令及び定款に則った経営を行う。
- e. 財務報告の適正性及び法令遵守状況等について、各業務執行取締役・執行役員から、定期的に確認書の提出を求め、代表取締役社長は財務報告に係わる内部統制の評価、報告を行う。

- f. 監査役会は、内部統制の整備状況を監査し、取締役と定期的に情報及び意見の交換を行う。
- g. 取締役会の諮問機関として、外部の有識者等を主体として構成されるコーポレートガバナンス委員会に、経営に関する重要な事項の評価と提言を諮問し、経営の透明性の一層の向上と客観性の確保を図る。

2. 取締役・執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 取締役または執行役員が決裁する場合は、必ず所定の書面に記録するものとし、すべての決裁の記録は監査の対象とする。
- b. 取締役会、経営執行会議その他重要な会議の議事録、決裁書類並びに契約書類については、それぞれ法令または社内規程に定める期間保存する。
- c. 情報の管理に関する規程を定めるとともに、情報開示についての規程を制定し、内部統制推進委員会の下部組織である情報開示サブコミッティの判断に基づき、開示窓口を広報部に一元化して、適時適切に情報開示を行う。これら規程については周知徹底している。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社グループを取り巻く様々な潜在的リスクを特定し分析したうえで、それらのリスクの特性に応じた対応策を講ずるとともに、定期的にその有効性について評価し、必要に応じて見直しを行う。
- b. 健康、安全、危機管理及び環境保全についての基本方針を定め、専門部署を置いて全社的な教育訓練活動を行うとともに、管理体制を定期的に監査し、改善につなげる。
- c. 災害や事故等の不測の事態発生時においても重要な事業を継続させるために、危機管理計画並びに事業継続計画を定め、定期的に訓練と見直しを行う。

4. 取締役・執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 迅速な意思決定が行えるよう、重疊的な階層を極力排除した組織とするとともに、業務執行の重要事項については、取締役会の委任を受けた経営執行会議の合議により決定する。
- b. 取締役会・経営執行会議並びに各取締役・執行役員の決裁権限を明確に定め、機動的な意思決定が可能となるように、必要に応じて決裁権限委譲の手続を行う。
- c. 重要な事項の決定に際しては、各部門の専門的見地からの意見を反映させるために、各種委員会を組織して、取締役会・経営執行会議並びに各決裁権限者の

諮問に対する答申を行う。

- d. 中期経営計画、年度予算等を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。
- e. 情報セキュリティが確保されたIT環境を常に整備し、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するとともに、業務の効率化を図る。

5. 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 行動原則に則り、独占禁止法、内部者取引、輸出管理、環境規制その他、主要な規制法令に関する遵守規程を定め、その遵守に向けた取り組みを徹底する。
- b. 従業員の職務の分担及び業務フローは、効率性に加えて、部門間又は部門内における相互牽制作用も配慮のうえ、決定する。
- c. 内部統制推進委員会及び内部統制推進部を設置し、内部統制に関連する各関連部署の活動が、グループ全体として、横断的にかつ有効に機能するよう方向付けるとともに、業務活動の質の向上を図る。
- d. 監査部門は会長及び社長へ直接のレポートラインをもち、各部門の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に対する監査を定期的に行うとともに、その結果とその後の改善状況を監査委員会に報告する。
- e. 財務報告の適正性及び法令遵守状況等について、各部門の責任者から、定期的の確認書の提出を求める。
- f. 従業員が法令遵守や社会に対する責任を果たす上で問題と感ずる場合に、これを匿名で内部通報できる制度を設け、これを周知する。
- g. 反社会的勢力への対応を所管する部署を総務部とし、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、その不当要求に対しては組織的な対応をとって、このような団体・個人とは一切の関係を持たない。

6. 当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制

- a. 当社グループは、当社の行動原則、健康・安全・危機管理及び環境保全に関する基本方針、その他の重要な基本方針等の精神を共有し、当社と共にこれらを実践する。
- b. 当社グループの子会社等の責任者に対し、財務報告の適正性及び法令遵守等にかかる諸施策の実施状況について定期的に確認書の提出を求め、その実効性を確認するとともに、定期的な見直しを行う。また、当社監査部門並びに派遣監査役による業務監査によって、報告された実施状況の検証を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合における当該従業員に関する事項

- a. 監査役会事務局を設置し、当社従業員を選任のうえ、監査役の職務の補助を行う。

8. 前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

- a. 前号の従業員の人選、異動、処遇の変更については監査役会の同意を要するものとする。

9. 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- a. 会社経営に影響を与える事態が生じた場合には直ちに監査役会に報告する旨を必要な諸規程に定め、これを周知徹底する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、重要な会議に出席するとともに、議事録が作成された場合は、これを監査役会に送付する。
- b. 監査部門または会計監査人の行う監査の結果とその改善状況は、監査役会にも報告されるものとし、監査役会と監査部門または会計監査人との間で定期的な情報交換を行う。

連結貸借対照表

(平成21年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	598,562	流 動 負 債	721,384
現金及び預金	22,235	支払手形及び買掛金	263,382
受取手形及び売掛金	287,749	短期借入金	101,580
商品及び製品	117,749	1年内償還社債	15,000
仕掛品	766	コマーシャル・ペーパー	104,000
原材料及び貯蔵品	122,334	未払金	186,512
繰延税金資産	6,757	未払法人税等	1,326
その他	41,381	未払費用	10,559
貸倒引当金	△412	賞与引当金	2,265
		その他	36,756
固 定 資 産	574,177	固 定 負 債	193,631
有 形 固 定 資 産	432,336	社 債	15,200
建物及び構築物	113,318	長期借入金	62,292
タ ン ク	11,576	繰延税金負債	3,711
機械装置及び運搬具	119,274	退職給付引当金	68,926
土 地	165,051	役員退職慰労引当金	612
建設仮勘定	16,792	特別修繕引当金	15,622
その他	6,323	その他	27,265
無 形 固 定 資 産	11,355	負 債 合 計	915,015
借 地 権	4,145	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	4,951	株 主 資 本	233,537
その他	2,257	資 本 金	34,197
投資その他の資産	130,485	資 本 剰 余 金	22,113
投資有価証券	42,076	利 益 剰 余 金	177,408
長期貸付金	6,415	自 己 株 式	△181
繰延税金資産	67,366	評価・換算差額等	1,979
その他	15,893	その他有価証券評価差額金	1,979
貸倒引当金	△1,267	少 数 株 主 持 分	22,206
		純 資 産 合 計	257,723
資 産 合 計	1,172,739	負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,172,739

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成21年1月1日
至 平成21年12月31日)

(単位：百万円)

売上高 売上原価		2,022,520 1,956,623
売上総利益 販売費及び一般管理費		65,896 123,038
営業外収益 営業外損失		57,142
受取利息 受取配当金 為替差益 匿名組合投資利益 負ののれん償却額 その他	130 1,977 683 988 118 1,738	5,636
営業外費用 支持分法の投資損失 その他	3,390 681 877	4,949
特別利益 固定資産売却益 投資有価証券売却益 補助金収入 撤去費用戻入 その他	1,310 108 1,618 487 469	3,994
特別損失 固定資産処分損 投資有価証券評価損 減損 事業整理損 その他	3,451 158 5,360 21,169 1,078	31,219
税金等調整前当期純損失 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額 少数株主利益 当期純損失	2,600 △29,611	83,680 △27,010 950 57,619

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成21年1月1日
至 平成21年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成20年12月31日残高	34,197	22,113	248,589	△178	304,721
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△13,561		△13,561
当期純損失			△57,619		△57,619
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		△0		0	0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△0	△71,180	△2	△71,183
平成21年12月31日残高	34,197	22,113	177,408	△181	233,537

(単位：百万円)

	評価・換算差額等	少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金		
平成20年12月31日残高	2,092	21,637	328,451
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△13,561
当期純損失			△57,619
自己株式の取得			△3
自己株式の処分			0
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△113	568	455
連結会計年度中の変動額合計	△113	568	△70,727
平成21年12月31日残高	1,979	22,206	257,723

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社は38社であり、その会社は次のとおりであります。

昭和四日市石油株式会社	東京シェルパック株式会社
東 亜 石 油 株 式 会 社	株式会社ペトロスター関東
昭和シェル船舶株式会社	株式会社サンロード
株式会社エネサンスホールディングス	株式会社新陽石油
日本グリース株式会社	株式会社丸新
昭石化工株式会社	永瀬石油株式会社
平和汽船株式会社	上燃株式会社
昭石海外石油開発株式会社	日商砒油株式会社
株式会社ライジングサン	セントラルエネルギー株式会社
昭石エンジニアリング株式会社	若松ガス株式会社
株式会社ペトロスター関西	株式会社ジェネックス
中央シェル石油販売株式会社	株式会社オンサイトパワー
関東礦油エネルギー株式会社	昭和シェルソーラー株式会社
中川石油株式会社	他11社

(*)連結子会社であった株式会社昭石ホームガス及び住商液化ガス株式会社中央は、連結子会社である昭石ガス株式会社と合併したため、連結子会社数が減少しております。なお、昭石ガス株式会社は、商号を株式会社エネサンス関東に変更しております。

②主要な非連結子会社である株式会社ハヤワ等は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法適用に関する事項

①持分法適用の関連会社は12社であり、その会社は次のとおりであります。

西部石油株式会社	ジャパンオイルネットワーク株式会社
株式会社ダイヤ昭石	三重石商事株式会社
株式会社シェル石油大阪発売所	常陽シェル石油販売株式会社
セントラル石油瓦斯株式会社	丸紅エネルギー株式会社
新潟石油共同備蓄株式会社	豊通石油販売株式会社
シェル徳発株式会社	TSアロマティックス株式会社

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社である共同瓦斯株式会社等は、当期純損益（持分相当額）及び利益剰余金（持分相当額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用範囲から除外しております。

③持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち、関東礦油エネルギー株式会社及び永瀬石油株式会社は、当連結会計年度から決算日を9月30日に変更しております。なお、関東礦油エネルギー株式会社につきましては、決算日を変更したことにより、当期は平成21年1月1日から平成21年9月30日までの9ヶ月間を連結しております。

連結子会社の決算日は次のとおりであり、それぞれの決算日の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

9月30日	10社
10月31日	1社
12月31日	27社

(4) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(ア) 有 価 証 券
その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(イ) デリバティブ……………時価法

(ウ) た な 卸 資 産……………主として総平均法による原価法

商品及び製品、仕掛品、
原材料及び貯蔵品

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ア)有形固定資産……………主として定額法

(リース資産を除く)

耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、当社の京浜製油所扇町工場及び連結子会社である昭和四日市石油株式会社の主要石油精製設備については、自主耐用年数（20年）を採用しております。

(イ)無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(ウ)リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前（平成20年12月31日以前）のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③重要な引当金の計上基準

(ア)貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般

債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(イ)賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、原則として

支給見込額のうち、当連結会計年度対応分を計上しております。

(ウ)役員賞与引当金……………役員に対する賞与の支払に備えるため、支給

見込額を計上しております。

(エ) 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による均等額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務債務については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～14年）による定額法により費用処理しております。

会計基準変更時差異については、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理しております。

(オ) 役員退職慰労引当金…………… 一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末支給見込額を計上しております。

(カ) 特別修繕引当金…………… 将来支出する修繕費用に充てるため、製油所の機械装置に係る定期修繕費用及び消防法により定期開放点検が義務づけられたタンク等に係る点検修理費用の当連結会計年度に対応する見積額を計上しております。

④重要なヘッジ会計の方法

当社グループは、ヘッジ会計を適用しておりません。

⑤消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

⑥のれん及び負ののれんの償却の方法

のれん及び負ののれん、のれん相当額及び負ののれん相当額の償却については、発生原因に応じ20年以内での均等償却を行っております。

但し、金額が少額ののれん及び負ののれんについては一括償却しております。

(5) 連結子会社の資産及び負債の評価方法

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

[連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更]

①棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

この変更に伴い、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は、それぞれ1,728百万円増加しております。

②リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が当基準適用初年度開始前（平成20年12月31日以前）の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

この変更による営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。

③退職給付に係る会計基準の一部改正（その3）の適用

「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）が平成21年3月31日以前に開始する連結会計年度に係る連結計算書類から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。

なお、従来の割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

④表示方法の変更

前連結会計年度まで「たな卸資産」として表示しておりましたが、「商品及び製品」、「仕掛品」及び「原材料及び貯蔵品」として表示しております。

[追加情報]

有形固定資産の耐用年数の変更

当社及び連結子会社は、一部の石油精製設備等機械装置について、法人税法改正を契機に当該設備の利用状況等を勘案して耐用年数の見直しを行い、当連結会計年度より改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。

この変更に伴い、減価償却費が1,168百万円増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失は1,168百万円増加しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

①担保提供資産の種類

現金及び預金	4,027百万円
受取手形及び売掛金	1,133百万円
たな卸資産	82百万円
建物及び構築物	21,511百万円
タンク	5,216百万円
機械装置及び運搬具	84,373百万円
土地	42,877百万円
その他有形固定資産	1百万円
計	159,223百万円

(注) 上記の他に連結子会社である株式会社ジェネックスの借入金に対して、以下の資産を担保に供しております。

株式会社ジェネックス株式	1,680百万円
株式会社ジェネックスに対する長期貸付金	2,520百万円

②担保付債務

長期借入金	9,202百万円
短期借入金	3,057百万円
未払金	58,003百万円
計	70,264百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 717,696百万円

(減価償却累計額には、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用することによる、減損損失累計額が含まれております。)

(3) 保証債務

銀行借入等の債務保証	2,556百万円
従業員（財形住宅融資金）に対する債務保証	935百万円
計	3,492百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

事業整理損

事業整理損の主な内容は、扇町工場に関する減損損失（10,907百万円）、撤去に関連する見積費用等（10,261百万円）となっております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数

普通株式	376,850,400株
------	--------------

(2) 剰余金の配当に関する事項

①当連結会計年度中に行った剰余金の配当

(ア) 平成21年3月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しました。

配当金の総額	6,780百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	18円
基準日	平成20年12月31日
効力発生日	平成21年3月30日

(イ) 平成21年8月6日開催の取締役会において、次のとおり決議しました。

配当金の総額	6,780百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	18円
基準日	平成21年6月30日
効力発生日	平成21年9月9日

②当連結会計年度後に行う剰余金の配当

平成22年3月30日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

配当金の総額	6,780百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	18円
基準日	平成21年12月31日
効力発生日	平成22年3月31日

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	625.33円
1株当たり当期純損失	152.99円

独立監査人の監査報告書

平成22年 2月22日

昭和シェル石油株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	小 林 昭 夫 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	加 藤 達 也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、昭和シェル石油株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和シェル石油株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項の変更に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成21年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	642,139	流動負債	699,517
現金及び預金	9,021	買掛金	251,926
受取手形	110	短期借入金	93,714
売掛金	280,948	1年内償還社債	15,000
商品及び製品	107,877	コマーシャル・ペーパー	104,000
原材料及び貯蔵品	113,223	リース債務	92
前払費用	1,106	未払金	176,243
短期貸付金	104,925	未払法人税等	107
繰延税金資産	4,741	未払費用	9,609
その他	21,511	前受金	14,409
貸倒引当金	△1,326	預り金	31,891
		賞与引当金	882
		その他	1,641
固定資産	414,808	固定負債	145,618
有形固定資産	211,638	社債	15,000
建物	50,972	長期借入金	48,000
構築物	22,494	リース債務	462
タンス	5,085	退職給付引当金	57,683
機械及び装置	16,963	特別修繕引当金	2,938
車両・運搬具	15	デリバティブ負債	677
工具・器具・備品	2,549	その他	20,856
土地	111,337	負債合計	845,136
リース資産	22	純資産の部	
建設仮勘定	2,197	株主資本	210,103
無形固定資産	8,032	資本金	34,197
借地権	3,812	資本剰余金	22,074
ソフトウェア	4,124	資本準備金	22,045
その他	95	その他資本剰余金	28
投資その他の資産	195,137	利益剰余金	153,964
投資有価証券	10,723	利益準備金	6,749
関係会社株式	83,920	その他利益剰余金	147,214
出資金	1,721	固定資産圧縮準備金	13,206
長期貸付金	25,465	別途積立金	5,550
長期前払費用	1,056	繰越利益剰余金	128,458
繰延税金資産	62,210	自己株式	△132
デリバティブ資産	677	評価・換算差額等	1,708
その他	9,901	その他有価証券評価差額金	1,708
貸倒引当金	△539	純資産合計	211,812
資産合計	1,056,948	負債・純資産合計	1,056,948

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 平成21年1月1日
至 平成21年12月31日)

(単位：百万円)

売上高 売上原価		1,897,254
売上総利益 販売費及び一般管理費		1,870,560
営業損失 営業外収益		26,694
受取利息 受取配当金 為替差益 匿名組合投資利益 その他	1,259 2,307 745 988 935	86,092 59,397 6,236
営業外費用 支払利息 その他	3,079 614	3,694
経常損失 特別利益		56,856
固定資産売却益 投資有価証券売却益 補助金収入 その他	1,214 103 904 65	2,288
特別損失 固定資産処分損 関係会社株式評価損 事業整理損 減損損失 訴訟解決金 その他	2,195 182 21,892 5,100 237 261	29,869
税引前当期純損失 法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	127 △29,189	84,437 △29,062
当期純損失		55,374

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成21年1月1日
至 平成21年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成20年12月31日残高	34,197	22,045	28	22,074
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純損失				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△0	△0
その他利益剰余金の積立				
その他利益剰余金の取崩				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	△0	△0
平成21年12月31日残高	34,197	22,045	28	22,074

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金				
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金 合 計
固定資産 圧縮準備金		別途積立金	繰越利益 剰余金		
平成20年12月31日残高	6,749	13,227	5,550	197,373	222,900
事業年度中の変動額					
剰余金の配当				△13,561	△13,561
当期純損失				△55,374	△55,374
自己株式の取得					
自己株式の処分					
その他利益剰余金の積立		0		△0	-
その他利益剰余金の取崩		△22		22	-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	-	△21	-	△68,914	△68,935
平成21年12月31日残高	6,749	13,206	5,550	128,458	153,964

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
平成20年12月31日残高	△129	279,042	1,610	280,652
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		△13,561		△13,561
当 期 純 損 失		△55,374		△55,374
自己株式の取得	△3	△3		△3
自己株式の処分	0	0		0
その他利益剰余金の積立		-		-
その他利益剰余金の取崩		-		-
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			98	98
事業年度中の変動額合計	△2	△68,938	98	△68,840
平成21年12月31日残高	△132	210,103	1,708	211,812

(注) 百万円未満の端数は切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

(ア) 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

(イ) その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

②デリバティブの評価方法……………時価法

③たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、原材料及び貯蔵品…主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

耐用年数及び残存価額は、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、京浜製油所扇町工場の主要石油精製設備については、自主耐用年数（20年）を採用しております。

②無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前（平成20年12月31日以前）のリース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金…………… 従業員の賞与支給に備えるため、支給見積額のうち、当事業年度対応分を計上しております。

③ 役員賞与引当金…………… 役員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金…………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による均等額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。

⑤ 特別修繕引当金…………… 消防法により定期開放点検が義務づけられたタンクに係る点検修理費用の当事業年度に対応する見積額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

当社はヘッジ会計を適用しておりません。

(5) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は、税抜方式によっております。

[重要な会計方針の変更]

① 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

この変更に伴い、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は、それぞれ1,676百万円増加しております。

② リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっていましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が当基準適用初年度開始前（平成20年12月31日以前）の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

この変更による営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。

③ 退職給付に係る会計基準の一部改正（その3）の適用

「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その3）」（企業会計基準第19号 平成20年7月31日）が平成21年3月31日以前に開始する事業年度に係る計算書類から適用できることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。

なお、従来の割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

④表示方法の変更

前事業年度まで「半製品」及び「未着商品」として表示しておりましたが、当事業年度より「商品及び製品」に含めて表示し、「容器」、「原料及び材料」、「未着原材料」及び「貯蔵品」として表示しておりましたものを、「原材料及び貯蔵品」として表示しております。

[追加情報]

有形固定資産の耐用年数の変更

一部の石油精製設備等機械装置について、法人税法改正を契機に当該設備の利用状況等を勘案して耐用年数の見直しを行い、当事業年度より改正後の法人税法に基づく耐用年数に変更しております。

この変更に伴い、減価償却費が59百万円増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失は59百万円増加しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

①担保提供資産の種類

土地	7,017百万円
----	----------

②担保付債務

未払金	9,751百万円
-----	----------

(上記の担保提供資産には、上記債務の他、関係会社の東亜石油株式会社
未払金(当期末7,999百万円)に対するものが含まれております。)

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

	263,688百万円
--	------------

(減価償却累計額には、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用することによる、減損損失累計額が含まれております。)

(3) 保証債務

銀行借入等の債務保証	5,268百万円
------------	----------

従業員(財形住宅融資金)に対する債務保証	844百万円
----------------------	--------

計	6,112百万円
---	----------

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	182,315百万円
--------	------------

長期金銭債権	25,007百万円
--------	-----------

短期金銭債務	174,825百万円
--------	------------

長期金銭債務	846百万円
--------	--------

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	496,292百万円
仕入高	288,274百万円
営業取引以外の取引高	5,075百万円

(2) 事業整理損

事業整理損の主な内容は、扇町工場に関する減損損失（10,894百万円）、撤去に関連する見積費用等（10,998百万円）となっております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式数	155,081株
-------	----------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の原因となった主な項目は次のとおりです。

(繰延税金資産)

退職給付引当金損金算入限度超過額	26,785百万円
固定資産減損損失	15,646百万円
事業整理損	9,210百万円
投資有価証券等評価損の否認額	1,526百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	616百万円
繰越欠損金	45,486百万円
その他	5,653百万円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産小計	104,926百万円
評価性引当額	△27,747百万円
<hr/>	<hr/>
繰延税金資産合計	77,178百万円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮準備金	△9,064百万円
その他有価証券評価差額金	△1,162百万円
<hr/>	<hr/>
繰延税金負債合計	△10,226百万円

繰延税金資産の純額	66,952百万円
-----------	-----------

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械装置等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

取得価額相当額	566百万円
減価償却累計額相当額	374百万円
未経過リース料期末残高相当額	191百万円
支払リース料（減価償却費相当額）	86百万円
（上記の金額には転貸リース物件は含まれておりません。）	

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	562.29円
1株当たり当期純損失	147.00円

独立監査人の監査報告書

平成22年 2 月 22 日

昭和シェル石油株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	小 林 昭 夫 ㊞
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	加 藤 達 也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、昭和シェル石油株式会社の平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な会計方針の変更に記載されているとおり、会社は、当事業年度より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あつた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年2月23日

昭和シェル石油株式会社 監査役会

常勤監査役 野崎久男 ㊟

常勤監査役 山本皖司 ㊟

監査役 宮崎緑 ㊟

監査役 山岸憲司 ㊟

(注) 監査役 宮崎 緑及び監査役 山岸 憲司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社の配当政策は、当社の経営・財務状況、金融市場動向等を考慮しつつ、株主に対する安定的かつ魅力的な配当を実現し、併せて、企業価値を最大化するために必要な中長期的な成長戦略を実現すべく内部留保の充実を図ることを基本方針としております。

第98期の期末配当につきましては、安定的な配当とすることを重視いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。本議案をご承認いただきますと、昨年9月の中間配当18円を合わせた当期の配当は、1株につき36円（前期と同額）となります。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき18円 総額 6,780,515,742円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成22年3月31日

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役山本皖司氏および宮崎緑氏の任期は本総会終結の時をもって満了いたしますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。なお、新任の候補者には氏名の前に※印を付しております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	みやざき みどり 宮崎 緑 (昭和33年1月15日生)	昭和57年4月 日本放送協会報道局ニュースキャスター就任 平成2年4月 東京工業大学社会工学科講師 平成12年4月 千葉商科大学政策情報学部助教授 平成18年3月 当社監査役（現職） 平成18年4月 千葉商科大学政策情報学部教授（現職） 平成22年4月 千葉商科大学政策情報学部部長（就任予定）	900株

2	※ <small>ふく</small> <small>ち</small> <small>ただ</small> <small>みつ</small> 福 地 唯 三 (昭和23年8月14日生)	昭和47年4月 平成10年4月 平成15年4月 平成17年3月 平成18年3月 平成21年3月	シェル興産株式会社入社 当社変革推進本部リーダー 当社理事変革推進本部リーダー 当社執行役員 昭和四日市石油株式会社 専務取締役 若松ガス株式会社代表取締役社長 (現職)	13,150株
---	---	--	---	---------

- 注1. 宮崎緑氏は、社外監査役候補者であります。
2. 宮崎緑氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏は千葉商科大学教授として培われた見識・知見に加え、各方面における幅広い経験を有しており、業界の常識に染まらない視点から当社の業務執行の監査を行っていただけるものと判断したためであります。同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由およびこれまで当社の社外監査役として貢献していただいた実績から、社外監査役としての職務を今後も適切に遂行していただけるものと判断しております。
3. 宮崎緑氏の社外監査役としての就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
4. 宮崎緑氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金1,000万円または法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

以 上

インターネットによる議決権行使のご案内

1 インターネットによる議決権行使の方法

- (1) 以下のURLにアクセスしてください。
<http://www.web54.net>
- (2) 同封の議決権行使書用紙右下に記載しております議決権行使コードおよびパスワードをご利用になり、画面の案内に従って議決権を行使してください。

2 インターネットによる議決権行使についてご了承いただく事項

- (1) インターネットによる議決権行使は、**株主総会開催日前日の営業時間の終了時（平成22年3月29日（月曜日）午後5時30分）**までの行使分が有効です。議決権行使結果の集計などの都合上、できるだけお早めに行使されますようお願いいたします。
- (2) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト（上記URL）をご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。
- (3) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードが必要となります。今回ご案内する議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際は、新たに議決権行使コードおよびパスワードを発行いたします。
- (4) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効とさせていただきます。
- (5) インターネットで複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効とさせていただきます。
- (6) インターネットに関する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- (7) 会社等からインターネットに接続する場合、ファイアウォールなどの設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

3 ご利用環境について

インターネット環境	プロバイダーとの契約なごインターネットが利用できる環境
ブラウザ	Internet Explorer Ver. 5.01 SP 2 以降
ソフトウェア	Adobe Acrobat Reader Ver. 4.0以降 または、Adobe Reader Ver. 6.0以降
画面解像度	横800×縦600ドット（SVGA）以上

4 パスワードのお取扱い

- (1) 議決権行使書用紙に記載されたパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。本株主総会終了まで大切に保管ください。
- (2) 当社より株主様のパスワードをお問い合わせすることはございません。

5 パソコンの操作方法に関するお問い合わせ

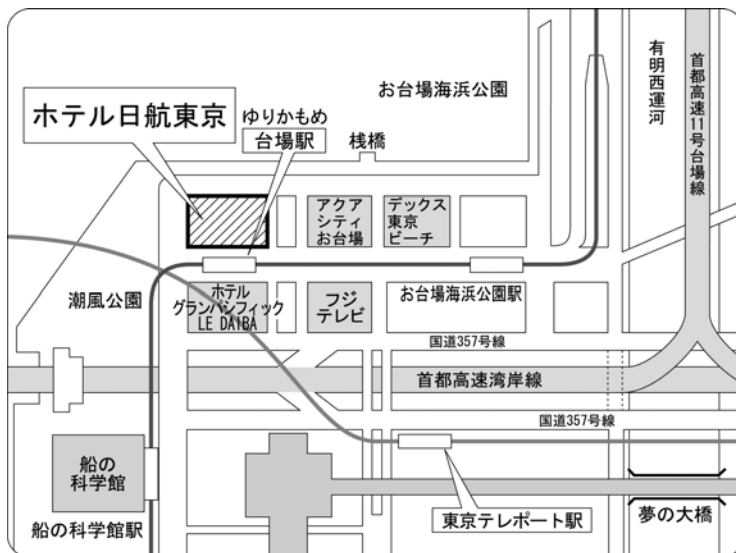
インターネットによる議決権行使に関するパソコン操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

中央三井 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
TEL : 0120-65-2031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時 土日休日を除く)

〈メモ欄〉

株主総会会場ご案内略図

（ホテル日航東京 1階 ペガサス
東京都港区台場1丁目9番1号）
電話 03-5500-5500（代表）



株主総会会場への最寄駅

- ①新交通ゆりかもめ「台場」駅下車 徒歩1分
- ②りんかい線「東京レポート」駅下車 出口B 徒歩10分